

## 主 文

本件再審査請求を棄却する。

## 事実及び理由

### 第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による療養補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めることにある。

### 第2 事案の概要

- 1 請求人は、平成〇年〇月〇日から、A所在のB会社C店（以下「事業場」という。）において、食品売場の品出し等の業務に従事していた。
- 2 請求人によれば、同年〇月〇日、事業場内において、始業時から冷凍食品の品出し作業を行っていたところ、冷凍庫内で商品の積替え作業中、頭部と胸部に痛みを感じ転倒したという。請求人は、D病院に救急搬送された。請求人には、心筋梗塞の既往があったため、各種検査を行ったものの有意な所見がなく、同病院の診療録には、疾病名は「胸痛」と記載されている。
- 3 本件は、請求人が請求人に発症した疾病は業務上の事由によるものであるとして療養補償給付を請求したところ、監督署長はこれを支給しない旨の処分（以下「本件処分」という。）をしたことから、本件処分を不服として同処分の取消しを求める事案である。
- 4 請求人は、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査請求をしたところ、審査官が平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却する旨の決定をしたことから、更にこの決定を不服として本件再審査請求をした。

### 第3 当事者の主張の要旨

- 1 請求人  
(略)
- 2 原処分庁

(略)

#### 第4 争 点

請求人に発症した疾病が業務上の事由によるものであると認められるか。

#### 第5 審査資料

(略)

#### 第6 理 由

##### 1 当審査会の事実認定

(略)

##### 2 当審査会の判断

###### (1) 請求人に発症した疾病の疾病名について

請求人に発症した疾病について、E医師は、平成〇年〇月〇日付け診断書において、「請求人には虚血性心疾患で治療歴があり」としており、F医師は平成〇年〇月〇日付け意見書において、「当院の検査結果では心筋梗塞を疑う所見なく、同日のデータ上でも虚血性心疾患を疑わせる有意な所見なし」とし、疾病名を「胸痛」としている。本意見書を踏まえた上で、G医師は、同年〇月〇日付け意見書において、要旨、「本件における胸痛は、今までの経過及び今回の受診における検査所見等から判断して、虚血性心疾患によるものである可能性は低い」と判断している。

当審査会としては、請求人の症状経過や診療記録等に照らし、F医師及びG医師の意見は妥当なものであり、請求人に発症した疾病は疾病名「胸痛」（以下「本件疾病」という。）であると判断する。

###### (2) 本件疾病は、現在の医学的知見により一般的に業務との相当因果関係が認められている労働基準法施行規則別表第1の2第1号から第10号までのいずれにも列挙されていない疾病であることから、同表第11号「その他業務に起因することの明らかな疾病」に該当するか否かを判断することとなる。

そして、「業務に起因することの明らかな疾病」に該当すると認められるためには、請求人の業務と本件疾病との間の相当因果関係があることを立証する必要があるので、検討すると以下のとおりである。

###### (3) 請求人は、平成〇年〇月〇日の人事異動後、約1か月間、体調不良の状態では業務を行ったこと、同年〇月〇日、冷蔵・冷凍庫内で汗をかきながら、通常二人で行う作業を一人で行っていたこと等から、請求人の業務が、通常と異なり、

特に過酷であった旨主張している。

この点、一件記録を見るに、請求人の業務内容については、冷蔵・冷凍庫内での作業など温度差のある作業環境が認められるものの、使用者申立書によれば、事業場の他の従業員も請求人と同様の作業を行っていること、本件と同様の事故や他の従業員からの申し出がない旨の申述があることから、当審査会としては、請求人が従事していた業務は、同様の職種の労働者が従事する一般的な業務であると判断する。

- (4) 本件疾病の発症前1か月間に当たる同年〇月〇日から同年〇月〇日までの間の時間外労働時間は8時間26分であり、本件疾病の発症前において特に過重な業務に就労していたとは認められない。
- (5) 上記(3)及び(4)の諸点並びにE医師の平成〇年〇月〇日付け診断書において、本件疾病と請求人の業務との関連性は不明としていることを総合的に勘案すると、当審査会としては、請求人の業務と本件疾病との間の相当因果関係を認めることはできず、請求人に発症した本件疾病は、業務上の事由によるものとは認められない。
- (6) なお、請求人のその余の主張についても、子細に検討したが、上記結論を左右するものは見いだせなかった。

### 3 結 論

以上のとおり、本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないから、請求人の本件再審査請求を棄却することとして、主文のとおり裁決する。